

令和7年度 シカ・クマ特別対策等事業（クマ特別対策）捕獲計画

島牧村鳥獣害防止対策協議会

1. 目的

本地域においては、電気柵の整備や追払いによりクマの生息環境管理の取組を実施しているところであるが、農作物被害のみならず人的被害が発生する状況にある。

このため、本事業により、クマの捕獲を実施し個体数の適正化を図ることを目的とする。

2. 目標

(1) 推進方針

島牧村全地域を捕獲地域として設定し、クマの捕獲を実施する。

(2) 目標捕獲頭数

3頭

3. 事業実施体制に係る項目

(1) 構成機関と役割分担

範囲	構成機関	役割分担
島牧村	猟友会寿都支部島牧分会	捕獲
	島牧村鳥獣被害防止対策協議会 事務局	実施事業の総括、捕獲確認、支払い等

(2) 農作物野生鳥獣被害対策アドバイザーや学識経験者等第三者との協議や意見聴取の機会の設定

① 捕獲計画の作成段階

北海道猟友会寿都支部長、及び同事務局長から計画案についての助言を得る。

② クマの捕獲の実施・推進段階

北海道猟友会寿都支部長、及び同事務局長から10月頃に期間途中の取組実施状況を踏まえ、さらなる事業の推進に向けた対応方策等についての助言を得る。

③ 捕獲計画（捕獲目標等）に対する事業成果（捕獲効率含む）の評価段階

北海道猟友会寿都支部長、及び同事務局長から、事業評価に当たって、成果について捕獲効率の観点から評価手法及び評価結果について意見聴取する。

4. 島牧村における被害防止計画の作成状況

策定済み（令和5年度～令和7年度）

5. 生息状況調査等の結果に係る項目（生息状況、生息数、捕獲状況、被害状況等）

（1）生息状況

被害状況、目撃情報、捕獲実績により、生息域は村内全域に及ぶことを確認。

（2）生息数

【村内推定生息数】

143頭

※ 「北海道ヒグマ管理計画」の数値をもとに計算。

渡島半島地域の推定生息数 2,430 頭・総面積 7302.83k m²、島牧村面積 437.18k m²

（3）捕獲状況

令和元年度以降の管理捕獲（有害）による捕獲頭数の推移を下表に示す。

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
捕獲頭数 (頭)	0	15	10	3	25

（4）被害状況

令和元年度以降の年度別のクマによる被害状況の推移を下表に表す。

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
被害金額 (千円)	294	284.7	226.7	193	136
被害面積 (h a)	0.28	0.295	0.23	0.20	0.15

6. 捕獲対象地域等（クマ特別対策を実施する位置等を記載）

・島牧村全域

7. クマの捕獲の内容

(1) 捕獲体制（捕獲者）

捕獲者は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第2項（同条第8項）の規定により、鳥獣の捕獲等又は鳥獣の卵の採取等許可を受けた者とする。

(2) 目標捕獲頭数等に係る内容

○ 目標捕獲頭数 3頭（銃猟）

(3) 捕獲方法

○ 捕獲方法 「銃猟」による

(4) 捕獲期間

令和7年9月1日～令和7年11月30日

(5) 捕獲に要する経費

捕獲活動経費として、一頭あたり100,000円を上限に交付する。

(6) 捕獲個体の確認方法や捕獲個体処理に関する取り決め

捕獲の確認方法については、ヒグマ捕獲票及び捕獲個体の確認することを基本とする。捕獲個体の回収が不可能な場合は、職員が捕獲個体を目視（双眼鏡、ドローンの活用も含め）で確認する。

(7) 捕獲目標に対する事業成果（捕獲効率含む）の評価方法の設定

事業成果については、設定した目標の達成率が70%未満の場合は低調であるものとする。また、捕獲効率は、過去に実施した緊急捕獲活動支援事業における同時期での捕獲頭数と比較して判断する。

8. 生息環境管理の内容

(1) 実施体制

熟練者と経験の浅いものとのチームを組み捕獲活動を実施

(2) 実施内容

緩衝帯の整備や雑木林の刈払い、捕獲活動の実施

(3) 実施範囲

島牧村全域

(4) ゾーニングの考え方

別紙「島牧村ヒグマゾーニング計画」のとおり